

神奈川県立麻生養護学校後援会会則

第1条 名称

この会は神奈川県立麻生養護学校後援会（以下「本会」）と称し、事務局を神奈川県立麻生養護学校（住所 川崎市麻生区王禅寺 303-1、以下「学校」）に置く。

第2条 目的

本会は学校の教育事業を後援し、インクルージョン教育の振興と充実に寄与することを目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学校の施設設備の向上に関する事
- (2) 児童・生徒の学習の援助に関する事
- (3) 学校行事の協力・助成に関する事
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 会員

- (1) 会員は本会の趣旨に賛同し、会費を納入したものである。
- (2) 会員資格は申し出のないかぎり、自動的に継続するものとする。

第5条 役員

本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 事務局 若干名
- (6) 会計監査 2名

第6条 役員を選出

役員は前年度役員会の推薦により、総会で承認を受ける。役員に欠員を生じた時は、役員会の承認を得て会長が任命する。なお、会計は学校職員を充て、会計監査は学校職員以外の者をもって充てる。

第7条 役員の仕事

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会および役員会を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は収入および支出に関する事務を行なう。
- (4) 事務局は会務に関する事務を行なう。
- (5) 会計監査は本会の会計事務を監査する。
- (6) 顧問は本部からの相談を受け、意見を述べる。

第8条 役員の仕事

役員の仕事は1年とする。但し、再選は妨げない。

第9条 総会

総会は次のとおりとする。

- (1) 本会は毎年1回、年度始めに定期総会を開く。また、必要に応じ臨時総会を開くことができる。なお、欠席者は案内状の発送をもって委任状の提出があったものとみなす。
- (2) 総会は本会の最高議決機関とし、次の事項を審議する。
 - ① 事業報告および決算の承認
 - ② 事業計画および予算案の承認
 - ③ 役員を選出

④ その他必要な事項

第10条 役員会

役員会は会長が招集し、総会の議決に基づき会務を執行する。会長は必要に応じて校長、教頭その他の学校職員の出席を求めることができる。

第11条 議決

総会並びに役員会の議決は、出席者の過半数による。

第12条 経費および会費

本会の経理は次のとおりとする。

- (1) 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。
- (2) 本会の会費は1口年額1000円とする。但し、何口でも加入できる。
- (3) 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)

本会則は平成19年9月25日より施行する。

(付則)

本会則は平成24年5月23日より施行する。

本会則は平成26年5月28日より施行する。

本会則は平成27年5月19日より施行する。